

認定こども園 (0~5歳児)

1号認定

2号認定

3号認定

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

	園名	所在地	電話番号		園名	所在地	電話番号
公立	わかば幼児園	野村町1934	0748-23-2740	公立	湖東ひばり幼児園	平松町829	0749-45-0028
	ひまわり幼児園	沖野三丁目7-33	0748-24-0809		ちどり幼児園	伊庭町2933-3	0748-42-0357
	中野幼稚園・みつくり保育園を移転統合する認定こども園 ※平成30年4月開園予定	東中野町 (旧八日市南小学校跡地西側)	未定(注1)		蒲生幼児園	市子川原町891-1	0748-55-0078
	あかね幼児園	三津屋町12	0748-20-3777		延命こども園	八日市清水二丁目1-39	0748-22-5108
	五個荘あさひ幼児園	五個荘山本町306	0748-48-3997		びわこ学院大学附属こども園あつぷる	布引台一丁目138-1	0748-25-7800
	さくらんぼ幼児園	五個荘金堂町1705	0748-48-3831		ゆいの杜こども園(現いちのべ保育園) ※平成30年4月開園予定	市辺町3826	0748-23-2222(注2)
	五個荘あじさい幼児園(3歳以上児対象)	宮荘町631	0748-48-3999		そらの鳥こども園	種町2120	0748-43-6100

※平成30年4月開園予定の認定こども園の1号認定の申込みは、次の場所で受け付けます。

(注1) は、中野幼稚園(昭和町2-6 ☎0748-23-2132)にお申し込みください。

(注2) は、いちのべ保育園(市辺町3836 ☎0748-23-2222)にお申し込みください。

保育所 (0~5歳児)

2号認定

3号認定

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

	園名	所在地
公立	もみじ保育園	上二俣町24-1
	能登川ひばり保育園	猪子町203
私立	八日市めぐみ保育園	八日市町3-23
	むつみ保育園	八日市野々宮町3-10
	かすが保育園	妹町1035-1
	ふたば保育園	市子松井町175-1
	八宮保育園	小川町3210

幼稚園 (3~5歳児)

1号認定

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設

	園名	所在地	電話番号
公立	玉緒幼稚園	大森町1012-3	0748-22-3531
	八日市幼稚園	八日市町5-4	0748-22-0276
	建部幼稚園	建部日吉町5	0748-22-0944
	永源寺幼稚園	永源寺高野町424	0748-27-0031
	市原幼稚園	市原野町36	0748-27-1144
	愛東あいあい幼稚園	妹町29-4	0749-46-0260
	能登川第一幼稚園	佐野町379	0748-42-4378
	能登川第二幼稚園	乙女浜町176	0748-45-0538
	長峰幼稚園	蒲生堂町335	0748-55-5335

地域型保育 (0~2歳児)

3号認定

保育所より少人数の単位で0~2歳児の子どもを保育する事業

	施設名	所在地	備考
公立	八日市寺小規模保育事業所	寺町799	小規模保育
	ほんわかホーム	八日市金屋三丁目2-6	
私立	マミーズチルドレン	ひばり丘町767-2	事業所内保育 ※病児保育ではありません。
	神崎中央病院 くすのき保育園	五個荘清水鼻町126-1	



■入園にあたって園生活などが心配なときは、幼児課の保育アドバイザーにお気軽にご相談ください。

問 幼児課
☎ 0748-24-5647
IP 050-5801-5647
FAX 0748-23-7501

平成30年4月からの

認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育の入園児を募集します

平成30年度の認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育の入園申込み方法は次のとおりです。
入園申込みと同時にこれらの施設を利用するための「教育・保育の必要性の認定」の申請も行ってください。(※現在入園されている場合も申請が必要です。)

1号認定

認定こども園(教育標準時間認定) 幼稚園

- 申込期間
10月16日(月)~31日(火)8:30~17:00
※土・日曜日を除く。
- 該当児
●3歳児(平成26年4月2日~平成27年4月1日生)
●4歳児(平成25年4月2日~平成26年4月1日生)
●5歳児(平成24年4月2日~平成25年4月1日生)
- 申込方法
認定こども園・幼稚園に直接お申し込みください。幼稚園には通園区域があります。また、公立の認定こども園には幼稚園の通園区域に準じた優先利用区域があります。
詳しくは幼児課へお問い合わせください。
※申込用紙は10月16日(月)から各園でお受け取りください。
※定員以上の申込みがあった場合は、抽選により入園を決定します。
- 結果通知
1月に「入園許可書」をお送りします。

「認定こども園(教育標準時間認定)・幼稚園」と「認定こども園(保育認定)・保育所・地域型保育」との併用申請はできませんのでご注意ください。



2号認定

3号認定

認定こども園(保育認定) 保育所、地域型保育

- 申込期間
10月2日(月)~31日(火)9:00~17:00
※土・日曜日・祝日を除く。なお、10月5日(木)、12日(木)、19日(木)、26日(木)は幼児課で19:30まで受け付けます。
- 入所要件
市内在住で保護者の就労や病気、出産、介護などの理由により保育を必要とする場合など
※平成30年度中に育児休業が終了し、その後の保育を希望する人もお申し込みください。
- 申込方法
幼児課または各支所に直接お申し込みください。窓口で家庭状況などの聞き取り後、申込用紙をお渡します。期間内に必要書類を提出してください。申込用紙は市ホームページからもダウンロードできますが、あらかじめ幼児課に必要書類を確認してから準備してください。
なお、10月1日時点で市内の園に在園している場合や、在園している園児の弟や妹の新規入所を希望する場合は園に直接お申し込みください。
- 結果通知
2月初旬に「結果通知」および「支給認定証」をお送りします。(年度途中入所の内定通知は4月にお送りします。)
※保育の必要性が認定されても保育所などの状況により入所できない場合があります。

1号認定

教育標準時間認定 満3歳以上

子どもが満3歳以上で、認定こども園や幼稚園で教育を希望する場合

2号認定

保育認定 満3歳以上

子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」(注1)に該当し、認定こども園や保育所で教育・保育を希望する場合

3号認定

保育認定 満3歳未満

子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」(注1)に該当し、認定こども園や保育所などで保育を希望する場合

(注1) 保育の必要な事由

- ①就労(月48時間以上)
- ②妊娠、出産[最長で出産月を含めず産前2カ月、産後6カ月(多胎児の場合は産前3カ月、産後10カ月)まで]
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居の親族(長期入院などを行っている親族を含む。)の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動(起業準備を含む。入所後90日以内に就労することが必要)
- ⑦就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む。)
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合(3歳児クラス以上)
- ⑩その他、市が認める場合